

**草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書
に係る埼玉県環境影響評価技術審議会小委員会の意見について（答申案）**

草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

（1）計画地周辺にある小学校等の施設や住宅団地等の自然環境と生活環境の保全に配慮して工事を行うこと。

特に、工事用車両及び関係車両の走行にあたっては、施設等の利用者に対して注意すること。

（2）進出する企業にも環境保全への配慮を求めること。

2 騒音

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても整合を図るべき基準等を超えている地点及び時間区分があることから、工事用車両及び関係車両の走行に伴う騒音について、より一層の低減に努めること。

3 植物及び生態系

希少植物の移植については、継続的に植生管理を行うこと。

公園及び緩衝緑地は、その機能を十分に果たすように整備し維持すること。

4 事後調査

事後調査の調査項目や実施時期については、今後決定する進出企業の業種、稼働状況等を考慮した上で、柔軟な対応を検討すること。